

**「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの人材確保支援に向けた調査業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「実施要綱」という。）第10条の規定に基づき、「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの人材確保支援に向けた調査業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、原則として、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの人材確保支援に向けた調査業務委託に係るプロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 主な業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施体制等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) ヒアリング
- (5) その他、当該業務に対する知見、意欲等

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 評価点について最上位の者が2者以上となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 こども青少年局 企画調整課長

副委員長 こども青少年局 青少年育成課長

委員 こども青少年局 青少年部長

委員 こども青少年局 放課後児童育成課長

委員 こども青少年局 保育対策課担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果をこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認結果の通知)

第6条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第7条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和8年1月8日から施行する。